別表三の一二付表の記載要領等第１号中「かつこ」を「括弧」に改め、同第五号中「（連結特定同族会社の特別税率）」を削り、同第七号中「第68条の９第11項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第75条（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９の２第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）、」を削り、「特別控除）の規定」を「特別控除）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号。以下この号において「平成27年改正法」という。）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成27年旧措置法」という。）第68条の９第11項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（平成27年改正法附則第116条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第75条（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成25年旧措置法」という。）第68条の９の２第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定」に改め、同号(1)中「第68条の９第11項の規定の適用がある場合には同条第１項から第３項まで又は同法第68条の９の２第１項の規定により読み替えられた同法第68条の９第１項から第３項までの規定に係る部分の金額を、同法」を削り、「それぞれ」を「平成27年旧措置法第68条の９第11項の規定の適用がある場合には同条第１項から第３項まで、平成27年旧措置法第68条の９の２第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成27年旧措置法第68条の９第１項から第３項まで又は平成25年旧措置法第68条の９の２第１項若しくは第２項の規定により読み替えられた平成25年旧措置法第68条の９第１項から第３項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定に係る部分の金額を、それぞれ」に改め、同号(2)を次のように改める。

(2)	「別表一の二(一)「５」＋「７」のうち帰せられる金額	(8)」、「連結親法人が中小連結親法人以外の場合((8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「14」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「30」－別表六の二(十)「20」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十七)「19」－別表六の二(二十)「20」－別表六の二(二十一)「９」)」、(11)及び「連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合((8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「14」－別表六の二(四)付表一「７」－別表六の二(四)付表二「４」＋「16」)－別表六の二(五)付表「８」－別表六の二(六)付表「11」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「30」－別表六の二(十)「20」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十四)「18」－別表六の二(十五)「29」＋「30」＋「31」)－別表六の二(十六)「10」－別表六の二(十七)「19」－別表六の二(十八)「５」－別表六の二(十九)「15」－別表六の二(二十)「20」－別表六の二(二十一)「９」)」
(12)	の各欄の記載に当たつては、別表一の二(一)「10」の外書の金額のうち各連結法人に帰せられる金額をこれらの欄の上段に外書として記載すること。	

別表三の一二付表の記載要領等第十号(1)中「第68条の９第６項」を「第68条の９第２項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」に改める。